

令和元年12月 井手町

12月定例会会議録

井手町議会

令和元年12月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（12月9日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
一般質問	6
谷田利一議員	7
1 JR玉水駅について	
2 空き家対策について	
脇本尚憲議員	9
1 森林環境税と森林環境譲与税の活用方法について	
2 AED（自動体外式除細動器）の取り扱いについて	
西島寛道議員	12
1 学習指導要領改訂について	
2 公園の雑草について	
中坊 陽議員	16
1 深刻化する有害鳥獣被害対策について	
2 健康寿命を延ばす対策について	
奥田俊夫議員	20
1 災害時要配慮者避難支援制度について	
2 通学路・生活道路の危険性について	
木村武壽議員	24
1 認知症予防について	
2 井手町の魅力発信について	
3 井手町共同墓地の再貸出しについて	

谷田みさお議員	28
1 町内の商業施設について	
2 有害鳥獣被害対策について	
3 町営住宅について	
議案第35号 平成30年度井手町一般会計、特別会計「国民健康 保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保 険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件	35
議案第36号 平成30年度井手町水道事業会計決算認定の件	35
議案第37号 平成30年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決 算認定の件	35
議案第39号 井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す る条例制定の件	42
議案第41号 井手町町民体育大会支援基金条例制定の件	42
議案第42号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制 定の件	43
議案第43号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例制定の件	49
散会	59
署名議員	60

第 2 号（12月20日）

応招・不応招議員	61
出席・欠席議員	61
出席事務局職員	61
出席説明員	61
議事日程	63
開会	64
会議録署名議員の指名	64
議案第39号 井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す る条例制定の件	64
議案第41号 井手町町民体育大会支援基金条例制定の件	69

議案第 4 0 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	7 1
議案第 4 4 号	令和元年度井手町一般会計補正予算（第 3 回）	7 9
議案第 4 5 号	令和元年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）	9 0
議案第 4 6 号	令和元年度井手町一般会計補正予算（第 4 回）	9 1
報告第 1 0 号	専決処分の報告について	9 3
発議第 2 号	厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書	9 4
議員派遣の件		9 6
閉会中の継続調査の申し出について		9 6
閉会		9 7
署名議員		9 8

第 1 号（令和元年 1 2 月 9 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

参 与 島田 智雄
 理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
 理事兼建設課長事務取扱 西田 哲弥
 学校教育課長・ 高江 裕之
 自然休養村管理センター館長兼務
 税 務 課 長 乾 浩朗
 住 民 福 祉 課 長 中坊 玲子
 高 齢 福 祉 課 長 寺井 佳孝
 産 業 環 境 課 長 菱本 嘉昭
 同和・人権政策課長 西島 豊広
 社会教育課長・ 平間 克則
 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務

教 育 長 松田 定
 理事兼地域創生推進室長事務取扱 眞木 伸浩
 理事兼上下水道課長事務取扱 中島 一也
 企 画 財 政 課 長 花木 秀章
 会計管理者・会計課長兼務 光田 恵理
 保 健 医 療 課 長 中谷 誠
 保健センター所長・ 小山 烈
 地域包括支援センター所長兼務
 上 下 水 道 課 参 事 森田 肇
 いづみ人権交流センター所長・ 木田 ゆかり
 いづみ児童館長兼務
 学校給食センター所長 奥山 英高

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和元年 1 2 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 1 号〕

令和元年 1 2 月 9 日（月）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 35 号 平成 3 0 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第 6 議案第 36 号 平成 3 0 年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第 7 議案第 37 号 平成 3 0 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 8 議案第 39 号 井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件
- 第 9 議案第 41 号 井手町町民体育大会支援基金条例制定の件
- 第 10 議案第 42 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 11 議案第 43 号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

議事の経過

議長（岡田久雄） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

本日の会議に古川昭義議員から欠席の連絡がありましたので、ご報告申し上げます。

ただいまから令和元年12月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、一言ご挨拶申し上げます。

さて、本日、汐見町長より12月定例町議会を招集されました。各議案につきまして慎重にご審議いただきますとともに、理事者各位につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられますよう期待いたします。

寒さもますます厳しくなっておりますが、議員並びに理事者をはじめ関係各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、谷田利一議員、8番、中坊陽議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月25日までの17日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月25日までの17日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例の制定の件5件、令和元年度補正予算2件。

それでは、審議を行います前に、今定例会に町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） おはようございます。

本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年の瀬を控え、何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

まず最初に、ことし10月に発生しました台風19号などによりまして亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました全ての皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、9月から11月ごろまでの3カ月間は、文化祭など行事が集中しておりまして、住民の方々の声を聞くことのできる大切な時期でもあります。私もこの間、多くの住民の方々と接し、貴重な意見や要望を聞かせていただき、町政への期待の大きさを再認識することができました。また、私の基本姿勢でもあります「町の主人公は住民」との認識のもと、町長に就任した翌年の平成8年から実施しております各種団体との懇談会を12月中旬に開催する予定をいたしてありまして、これら住民からいただいた多くの貴重なご意見やご要望を、今後の町政に十分反映させてまいりたいと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第39号、井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件ほか、6件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第39号及び議案第40号は、令和2年4月1日に創設される会計年度任用職員制度の整備を図るための条例の制定及び一部改正であります。

議案第41号は、町民体育大会の充実を図るため、基金を積み立て計画的に支援するための条例の制定であります。

議案第42号は、人事院勧告に基づく給与条例等の一部改正であります。

議案第43号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第44号は、令和元年度一般会計の補正でありまして、補正総額は1,505万5,000円の増で、補正後の一般会計予算は42億3,201万9,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、まちづくり協議会が開催する事業の補助金90万円、社会福祉に役立ててほしいとのことでご寄附をいただきましたので、その趣

旨に添いまして社会福祉基金に5万9,000円、ふるさと応援基金に22万7,000円それぞれ計上いたしますとともに、町民体育大会の充実を図るため、井手町町民体育大会支援基金を設置し、その基金への積立金に1,000万円計上いたしております。

次に民生関係では、京都府後期高齢者医療広域連合への負担金に257万6,000円、事業の精算等による返還金等に35万5,000円それぞれ計上いたしております。

次に消防関係では、洪水浸水想定区域を示すハザードマップの更新に1,220万円計上いたしております。

次に教育関係では、IDEゆうゆうスポーツクラブが開催される事業の補助に10万3,000円計上いたしております。

以上が歳出予算の主なものでありまして、その財源といたしましては、国・府支出金621万6,000円、寄附金28万6,000円、繰越金854万円、諸収入1万3,000円計上いたしております。

議案第45号は、令和元年度介護保険特別会計の補正でありまして、所要額を計上いたしております。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶並びに提案説明といたします。よろしく願いいたします。

議長（岡田久雄） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会活動について報告いたします。会議規則第129条の規定により行われました議員派遣につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

次に、監査委員から10月分、11月分の例月出納検査結果報告及び定期監査結果報告、また、上下水道課より上水道水質検査結果書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は7名であります。発言の順番は受付順にします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内と

します。

順次質問を許します。

谷田利一議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田利一議員。

3番(谷田利一) 3番、谷田利一です。私からは、通告に基づきまして大きく2点について質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1点目、JR玉水駅についてです。

JR玉水駅の橋上化及び周辺整備は進み、新しく町のシンボルにもなっています。今後は複線化も進み、ますます利用者がふえるものと期待しています。

しかし、駅利用者から、奈良方面行きのホームがわかりづらいとの声が寄せられています。一昔前は、1番線は京都行き、2番線は奈良行きとはっきりと分かれていましたが、複線化が進み、陸橋ができてからは、利用者の利便性を考えて、奈良行きは陸橋を渡らずに利用できるようにと、1番線に奈良行きが入るようになり、大変便利になり喜ばれていました。

ところが、このたび駅舎が橋上化されて、改札口を入れれば、1・2番線とも、どちらも階段をおりてホームに行くことになり、奈良行きは1番線なのか2番線なのかわかりにくく、時刻表か駅員に確認が必要になっています。高齢者からは、奈良行きが2番線だと思い待っていると、1番線に列車が入ってきたので、慌てて階段を上がりおりして、着いたと思ったら列車が発車してしまった、また、1番線と思って待っていたら2番線に入ってきて、困ったことがたびたびあるという声が寄せられております。非常に困惑されています。

多くの住民からは、一昔前のように1番線は京都行き、2番線は奈良行きとはっきり区別ができないのかと多くの意見をお聞きします。調べてみますと、奈良線の幾つかの駅が同じようなホームの利用になっています。なぜこのようなことになったのでしょうか。橋上化になった今、固定できないのでしょうか。

また、山城多賀駅も同じようになっていますが、山城多賀駅には駅員もいませんので、確認が難しく、住民にとっては非常に困ります。1番線は京都行き、2番線は奈良行きとするように、次回時刻表改正時には改正するよう

にできないものかと思いますが、本町の考えをお聞きします。

2 点目、空き家対策についてです。

本町の空き家は年々増加し、今後もふえ続けることが予想されます。現在、空き家対策は行政としても対応していただいています。地域創生室の空き家バンク対策としては、空き家の樹木、草の伐採などは手がつけられない状態であると思います。特に地主、持ち主が判明しないものが放置されている物件は各地区に多数存在しています。

各地区の住民からは、空き家から町道や近隣地に飛び出た樹木や草などの処理を各区役員に要望されて、役員は困惑されているのが現状です。町が町道分など処理される場所はともかく、話し合いができず処理に困っているところなどは現状、放棄となっています。持ち主が判明しているものについては、役員が話に行っても、ほっといてくれというところも多くあり、どうにもできないことが多くあります。近隣住民から苦情を言われ、困惑していることも行政はご存じと思います。

各区役員も行政も手がつけられない現状を考えますと、町として条例制定が有効と考えます。放置空き家等の適正に管理する条例制定の考えをお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私からは、1 点目の J R 玉水駅についてお答えいたします。

J R 玉水駅ホームにおける列車の発着につきましては、平成 1 5 年 3 月の快速列車停車開始時に合わせて、より利便性を高めるため、全ての快速列車を駅舎のある西側の 1 番ホームに停車するよう強く要望し実施していただいたもので、駅利用者からは、大変便利になったと喜んでいただいていたところでもあります。

しかし、現在は J R 玉水駅も橋上化となったことから、山城夕賀駅、玉水駅間の複線化の完了に合わせて、谷田利一議員ご指摘の玉水駅、山城多賀駅の京都行き・奈良行きホームの固定化を J R 西日本に要望してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 2点目の空き家対策についてであります。平成26年に施行された空き家対策の推進に関する特別措置法により、特定空き家等に認定すれば、市町村長がその所有者に対し必要な措置をとるよう指導、勧告、命令することができるものとされたことから、特定空き家等に認定したものについては、町から所有者に対して指導や勧告を行っているところであります。また、空き家からの樹木等が道路上に張り出し、通行に支障を来している場合には、道路管理者である町から所有者に連絡し、改善指導を行ってきたところであります。

しかしながら、議員ご指摘のように、特定空き家以外の空き家から隣接の民地に張り出している樹木につきましては、民法第233条の規定により、基本的には、隣地所有者等の利害関係人から樹木所有者に話をさせていただきこととなり、話し合いが進まず放置されているものもあるとお聞きしております。

条例につきましては、府内で既に制定している自治体の例を確認しますと、特定空き家以外の管理不十分な空き家等について、生命、身体への被害や財産に対する甚大な損害を及ぼすおそれがある等、緊急を要する場合への応急対策や指導、勧告等の行政処分ができる規定にとどまっております。議員ご指摘のような事例に対応できる条例の制定は、民法上の規定もあることから難しいと考えています。

本町では、平成13年度から毎月1回、老人福祉センター玉泉苑において無料法律相談を開催しておりますので、樹木所有者との話し合いが進まない場合には、そちらをご活用いただければと考えております。

議長（岡田久雄） 次に、脇本尚憲議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本尚憲議員。

2番（脇本尚憲） 2番、脇本尚憲です。通告に基づき、私から2点、質問させていただきます。

1、森林環境税と森林環境譲与税の活用について。

本年も台風の被害により日本各地で甚大な被害が発生しました。特に被害が大きかった台風15号では、千葉市で最大瞬間風速が57.5メートルを

観測しました。他の地域でも、ゴルフ場のフェンスが倒壊し、近隣の家屋の屋根を破損するような被害も発生しています。本町は町面積の7割が森林であり、同規模の暴風が発生した場合、林道では木や竹が道路に倒れ込み、通行できない状態になると想定されます。

平成31年4月に森林環境税、森林環境譲与税が創設されました。森林環境税は、地球温暖化防止だけでなく災害防止等を図るための安定財源であり、これまで以上に森林の整備が進むものと考えています。交付される森林環境譲与税を活用し、本町としても災害に強いまちづくりを推進していただきたいと考えています。

そこで質問します。

- 1、本年度に本町に交付される森林環境譲与税の金額は。
- 2、本町として具体的な活用方法、計画のマスタープランは。
- 2、AED（自動体外式除細動器）の取り扱いについて。

心室細動という致命的な不整脈による突然の心停止を回復させる効果のあるAEDは、本町にも小・中学校をはじめ公共施設を中心に設置されていると思います。日本心臓財団の発表では、日本で院外心臓突然死に陥る人は年間で6万人と推定されています。平成23年には、さいたま市で小学校6年生の女兒が駅伝の課外授業の際に倒れ、亡くなるという悲しい事故がありました。本町でも悲しい事故が発生しないように対策を行っていく必要があると思います。

そこで質問します。

- 1、本町における現在のAEDの主な設置場所と設置数は。
- 2、心臓突然死の危険性が高い屋外でのマラソン大会やAEDが設置されていない施設でのイベントや行事等に、持ち出し用のAEDの貸し出しの考えは。
- 3、本町におけるAED使用に関する研修や参加者数は。

よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 脇本議員のご質問にお答えします。

1点目の森林環境税と森林環境譲与税の活用方法についてではありますが、まず一つ目の本年度に交付される森林環境譲与税の金額につきましては、導

入当初の本年度におきましては、森林環境譲与税全体の8割を市町村に、残り2割を都道府県に配分されることとなっており、段階的に市町村9割、都道府県1割の配分とされることとなります。市町村の配分方法は、全体の5割を私有林、人工林の面積、2割を林業就業者数、残る3割を市町村人口のそれぞれの割合で算定され、本町では、私有林人口林面積が220ヘクタール、林業就業者数が2人、人口が7,910人の基礎数値を用いて算定された64万8,000円が譲与される予定であります。

次に、二つ目の本町として具体的な活用方法、計画のマスタープランにつきましましては、森林環境譲与税の用途については、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとなっており、また、私有林人工林を有する市町村においては、同時に施行された森林経営管理法に基づき、適切な経営管理が行われていない私有林人工林について、経営が成り立つものは民間事業者を経営管理を集積・集約化し、それができないものは市町村の管理により間伐等を行う新たな森林管理システムを構築するための財源ともなります。

本町といたしましては、この限られた財源を有効に活用できるよう、京都府とも相談し、近隣市町村の状況も参考にしながら、計画的な事業実施に向け検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目のAED（自動体外式除細動器）の取り扱いについてであります。一つ目の本町における現在のAEDの主な設置箇所と設置数につきましましては、まず、AEDの設置箇所につきましましては14台であります。具体的に申し上げますと、役場庁舎、保健センター、山吹ふれあいセンター、いづみ人権交流センター、小・中学校、3保育園、玉泉苑、賀泉苑、まちづくりセンター椿坂、大正池グリーンパークにそれぞれ1台ずつ設置しております。

二つ目の持ち出し用のAED機器の貸し出しの考えにつきましましては、グラウンドや体育館でのイベントや各種行事の際には、同一敷地内や比較的近い箇所にAEDが設置されていることから、それらを有効に活用していただければと考えております。

三つ目の本町におけるAED使用に関する研修や参加者数につきましましては、

本年度は9月17日、10月2日、4日、11日の4日間、8施設の職員及び施設管理者35名でAED取り扱いの研修を実施してまいりました。なお、小・中学校及び3保育園については、独自で訓練を実施されております。

今後も、いざという時に職員が活用できるよう、定期的にAED取り扱い訓練の研修を実施してまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本尚憲議員。

2番（脇本尚憲） 2点、要望になるんですけども、多賀地区から有王地区へ抜ける林道につきましては、台風以外でも、森林火災時の消火活動道路であり、大規模地震などについて、災害時なんかは救援物資道路としても活用される大事な道路だと認識しております。国から交付される補助金なども最大限活用し、森林、林道、山林整備に努めていただき、安心・安全なまちづくりを今後も推進していただきたいと要望します。

2点目のAEDにつきましては、心筋梗塞などで倒れた方を回復させるために、AEDの設置だけではなく、立ち会った人がAEDの使用について正しい知識を持ち、心臓マッサージなど心肺蘇生法なども適切に行うなど、ハード面だけでなくソフト面についても充実していかなければならないと思います。発生してほしくはありませんが、そういった事例が本町でも発生した場合、救える命があるならば、最大限準備をしていく必要があると思います。

以上2点、私からの要望としてお伝えしたいと思います。ありがとうございました。

議長（岡田久雄） 次に、西島寛道議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西島寛道議員。

4番（西島寛道） 4番、西島寛道。事前の通告に基づき、2点質問させていただきます。

まず1点目、学習指導要領改訂について質問させていただきます。

近年、グローバル化やスマートフォンの普及、また人工知能など、10年前では考えられなかったような大きな変化が起きており、今後も社会の変化はさらに進んでいきます。専門家の中には、今後10年から20年の間に多くの仕事が自動化され、これから生まれてくる子どもたちの中には、現在存

在しない職業に就く子どもたちも多くなると言われています。

これらの社会の変化に対応し、子どもたちが生きていくために必要な資質、能力を踏まえ、2020年度から小学校、2021年度からは中学校の学習指導要領が改正されるとお聞きします。

本町では早くから電子黒板やタブレット端末の導入など、教育環境の充実を図ってこられました。改正により本町の学校教育は具体的にどのように変わっていくのか、お伺いします。

次に、2点目、公園の雑草についてお伺いいたします。

本町にある公園管理の多くは各区に任されています。公園管理の中で一番大変なのは草刈りです。草刈りは区長を中心に、休日などを利用して住民の皆さん参加のもと行われていますが、高齢化などの理由から年々草刈りや清掃作業の参加者が減ってきており、管理が大変になってきています。また、草刈りには機械などを使用するため、安全面も懸念されています。公園に芝生を植えてほしいなどの声もありますが、草刈り、害虫駆除などの手間と小まめな作業が必要であり、維持するための費用もかかります。

これらのことから、最近では芝にかわるグラウンドカバー植物としてクラピアが大きな注目を浴びています。クラピアは、早い成長速度、そして背が高くない特性から雑草抑制効果がある、環境を守りながら低コストで管理ができるといったメリットもあります。また、クラピアは道路、河川敷、堤防、公園などの公共スペースなど、幅広く普及してきているとお聞きしています。

そこでお伺いします。

区からの要望がある公園などに、これらのグラウンドカバー植物を施工していただくことはできないでしょうか。本町のお考えをお伺いします。

どうぞよろしくお伺いいたします。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 松田教育長。

教育長(松田 定) 西島議員のご質問にお答えいたします。

1点目の学習指導要領の改訂についてであります。議員ご指摘のとおり、今日、急激に社会が変化中、とりわけ高度な情報化と技術革新の進展により、将来、今ある職業の47%が消え、子どもたちの65%が未知の仕事に就くことになるのではないかと、このように予測する学者もいるよう

であります。

こうした中、新しい学習指導要領では、子どもたちが未来のつくり手となるために必要な三つの資質、能力を次のように示しております。一つ目は、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等の涵養、二つ目は、生きて働く知識及び技術の習得、三つ目は、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力などの育成であります。

その際、テストなどで数値的にはかることができる能力だけではなく、主体性や協調性、自分に対する自信とやり抜く力、粘り強さ、根気、自己をコントロールする力など、数値で示すことが困難な人間性にかかわる力も一体的に育成していくことが大切だとされています。具体的には、主体的、対話的で深い学びに向かう授業の創造、時代の要請に応じて小学校での英語の教科化、プログラミング的思考の重視などが目指されております。

これまで本町では、探究的活動としての調べる学習コンクール事業や、英語検定、算数・数学検定などへのチャレンジ事業、小・中学校が連携して授業づくりを進めるジョイントアップ推進事業などを実施してまいりました。また、国際交流・海外派遣事業により英語への児童生徒の関心、意欲が大きく高まる中、小学校の英語の教科化を見越して、既に平成30年度より先行的に実施するとともに、AETを複数体制にしたり、英語の小中連携加配を配置して、指導方法や内容の研究を進めてきているところであります。さらに、新たに小学校で導入されるプログラミング教育につきましては、6月議会でお答えしましたように、スムーズな実施に向けて研究や研修を進めており、本年度中に全ての教員が試行的に授業を行うこととしております。

今後とも、整備したタブレット型パソコンや電子黒板を一層活用し、情報活用能力の育成に努めてまいりたいと考えております。

こうして考えてみますと、本町では、結果的に、新しい学習指導要領を先取りするような形で各種の取り組みを実施してきた面も多々あり、このように学校現場と教育委員会が一体となって前向きな事業を推進できるのも、子どもたちや保護者、教職員への井手町の手厚い人的・物的支援のおかげであると思っております。

いよいよ小学校は来年度から、中学校は再来年度から全面実施となります。新しい学習指導要領の理念の具現化に向け、今後一層、力を尽くしてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 2点目の公園の雑草についてであります。公園の維持管理につきましては、これまでから地元区に日常の維持処理をお願いしながら、地元区では対応することが難しい大規模な修繕や樹木の伐採等については町の方で対応しておりますが、地域住民の高齢化のため、草刈り等の維持管理が大変であるという声をお聞きしております。

議員ご指摘のクラピアなどのグラウンドカバー植物につきましては、雑草が生えにくく、背が高くない特性があると認識しておりますが、本町においては使用実績がございませんので、今後、植栽による効果やその費用、維持管理方法等の詳細を確認するとともに、日常の維持管理をお願いすることとなる地元と相談しながら、検討してまいりたいと考えています。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西島議員。

4番（西島寛道） 今の草刈りの件なんですけれども、区長の役割というのは、前回の議会でもお話ししましたけれども、広報の配付、寄附集め、台風などの災害時の対応、そして今言った公園などの美化作業と、本当に多岐にわたって大変ですので、区長の役割が少しでも軽減できるように、ご検討よろしくお願いいたします。

それと、1点目の学力の方では、これまでの成果が出てきており、泉ヶ丘中学校の府内での学力順位の方も上がってきているとお聞きし、喜んでいるところであります。先ほど教育長がおっしゃられていた、数字ではかることのできない、これはいわゆる非認知能力と私はよく耳にしているんですけれども、今、世界でも注目を集めているとお聞きします。非認知能力は、先ほども教育長おっしゃられたように、主に意欲、協調性、忍耐性、計画性、自制心、創造性、コミュニケーション能力のこれらのことを非認知能力というふうに伺っていますが、これらは、少し前までの時代では、ふだんの生活から子どもたちは身につけられていた能力だとも言われています。認知能力と非認知能力、二つの能力が備わってこそ、社会に出たとき活躍できるものだと思います。

しかし、これが学校だけの指導で身につけていけるのかというのは、本当

に難しいと思います。やはりよく言われている学校、家庭、地域が連携を図ってこそ、これらの能力は培っていけるものだと思います。どうか井手町の子どもたちが未来の社会で活躍できるようご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

議長（岡田久雄） 今の、要望でよろしいですか。

4 番（西島寛道） はい。

議長（岡田久雄） 次に、中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊 陽議員。

8 番（中坊 陽） 8 番、中坊 陽です。事前通告しておりました 2 点について、質問を行います。

1 点目として、深刻化する有害鳥獣被害対策についてお聞きします。

イノシシや鹿、猿などによる農産物をはじめとする各方面への被害は、山間部を中心に深刻化、広域化しています。鳥獣被害は、農産物に多大な被害をもたらすだけにおさまりません。人的被害や生活環境の悪化といった被害が深刻化するとともに、森林破壊や希少植物の食害などの生態系への影響も問題です。さらに、有害鳥獣による被害は、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加につながり、悪影響です。

本町の現状では、近年、野生鳥獣の出没範囲が拡大して住宅地でも発見され、不安も拡大しています。これまで以上の対策が必要です。

そこで質問します。

1、国や府などからの対策交付金や補助金の活用状況は。

2、新規策としてドローンを利用した監視や追い払いの考えは。

3、有効策とされている電気柵に対する補助金交付事業の考えは。

4、これまでの本町での有害鳥獣被害対策の取り組みと、今後の具体的な被害対策はをお聞きします。

2 番目として、健康寿命を延ばす対策についてお聞きします。

近年、平均寿命が延びている状況の中で、健康寿命という言葉が聞かれます。介護や人の助けをかりず起床、衣類の着脱、食事、入浴など、ふだんの生活動作が 1 人ででき、健康的な日常生活が送れる時期のことですが、健康寿命が延びることは医療費の削減にもつながります。

本町では、糖尿病や高血圧症など、人口当たりの割合が全国的にも高い状況です。生活習慣病を減らし、健康寿命を延ばす対策についての考えをお聞きします。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 中坊議員のご質問にお答えします。

1点目の深刻化する有害鳥獣被害対策についてであります。一つ目の国や府などからの対策交付金や補助金の活用状況につきましては、本町では、平成28年度に改定した井手町有害鳥獣被害防止計画の推進を図るため、有害鳥獣捕獲許可による捕獲、追い払いや防護柵設置に係る配給への支援、さらには、狩猟期間において実施する鹿捕獲強化事業への補助金支給など、従前より有害鳥獣対策を継続実施しているところであります。

有害鳥獣の捕獲については、本年度9月末現在ではイノシシ47頭、鹿27頭、猿2頭であり、昨年度の同時期と比較すると、イノシシが3倍、鹿が2倍の捕獲がされているところであります。また、防護柵については、昨年度末で約6キロの整備状況であり、本年度についても、設置要望のあった箇所1.7キロメートル分の整備を予定しております。

二つ目のドローンを利用した監視や追い払いにつきましては、他府県において、ドローンの飛行行為や威嚇音による追い払い、ドローンによる運搬等の実証実験とあわせて行っている有害鳥獣生息データの収集など、さまざまな形態で運用されているところであります。このような状況から、ドローン利用については、先に導入している市町村等の運用状況や効果等を検証しながら、京都府等関係機関とも相談し、有効な活用方法を研究してまいりたいと考えております。

三つ目の電気柵に対する補助金交付事業の考えにつきましては、本町においては、国庫補助事業の要件である受益者3件以上の箇所において、メッシュ柵に電気柵をセットした複合防護柵の設置を実施しているところですが、恒久的な設置となるため、設置後の農地管理に手間がかかるなどの意見を農業者の方からいただいているところであります。

議員ご指摘の電気柵については、ポールを等間隔に設置して電線を張るものであり、農地の形状に合わせた容易な設置、農作物の作付時期に合わせた設置箇所の変更、収穫後の撤去ができるなど、状況に合わせた運用が可能で

あり、また、有害鳥獣に直接的な刺激を与え、鳥獣に対し、近づいてはいけない場所というすり込み効果も見込めると考えております。

四つ目のこれまでの取り組みと今後の対策につきましては、これまでの取り組みにつきましては、さきにお答えした事業等にあわせ、猿の被害防止対策では町内での地域ぐるみの対策が有効とのことで、以前にもJAと連携し地域農業者等へ講習を実施しましたが、まとまらなかった経緯がありましたので、本年度は農林業祭でも有害鳥獣対策として防止柵のパネル展示を行い、地域での取り組みの重要性を周知してきたところであります。また、先日、山城広域振興局管内におけるニホンザルによる被害対策及び適切な個体群の管理による被害の未然防止を図ることを目的とした、山城地域ニホンザル被害対策広域協議会が設立されました。協議会の設置当初は平成26年度の生息調査時にニホンザルの群れが確認できた市町村を対象とされていたところですが、本町でも猿被害が深刻であることから協議会への参加の申し出を行い、快く認められたところであります。

今後は、本協議会に加入し、ニホンザルの群れによる加害の程度や移動範囲等のモニタリングによる実態調査を行い、情報の収集、蓄積、公表等、広域的に連携し対応していきたいと考えております。また、イノシシ等の対策としても国庫補助事業の要件を満たさない箇所に対する要望も伺っていることから、近隣自治体の実績や効果を踏まえながら、電気柵設置に対する支援方法等についても検討してまいりたいと考えております。

今後も京都府や専門機関の指導、助言を受け、JAなど関係機関と連携しながら、より効果的な対策を検討していきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） 2点目の健康寿命を延ばす対策についてであります。国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の方を対象に、無料による特定健康診査及び特定保健指導を実施しており、特定健診につきましては、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、該当者及び予備群を的確に把握するために行うものであり、また、健診結果により、生活習慣病の予防を必要とする対象者に、対象者がみずからの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活習慣を維持することができるようになる

ことを目的に特定保健指導を実施しているところでもあります。また、人間ドックによる総合健康診断を受けようとする場合に補助金を交付し、疾病予防及び早期治療を図るとともに、健康管理に対する自覚を深めることを目的に実施しているところでもあります。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 小山保健センター所長。

保健センター所長（小山 烈） 次に、保健センターでの取り組みについてありますが、本町では現在、20歳から39歳までの健診を受ける機会のない住民に20歳から健康診査を実施し、若い世代から生活習慣を見直す機会をつくることで、40歳以降の糖尿病や高血圧、腎疾患等の生活習慣病を予防する働きかけを行っております。また、健康のつどいにおいては、健康チェックコーナーや骨密度の測定、体力テストなどで住民に健康の意識を高める取り組みを行っております。さらに、健康教室として、各地域の公民館に保健師や歯科衛生士等を派遣し、病気の予防、重症化の防止、健康相談、口腔指導等を行っております。

今後につきましては、健康寿命の延伸のため、受診率や参加率を高めるよう努めてまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 中坊議員。

8番（中坊 陽） 要望になりますけども、捕獲がふえているということでも、いろいろ努力していただいているとは思いますが、有害鳥獣もふえているというような裏づけにもなると思います。より踏み込んだ対策をお願いしたいと思います。ドローンの利用については、免許も要すると思いますが、その辺のことも考えていただいて、ぜひ取り入れてほしい。それと、電気柵についても、個々の設置については効果があるというふうなことがありましたので、それについても、近隣でも補助事業をやられておりますので、その辺も検討していただきたいと思います。

それと、健康寿命については、受診率を上げていただくことが大切やと思うんですけど、20歳からという事業をされてますけど、今後、そうした人たちに直接呼びかけるというふうなことを進めていただきたい。今度、成人式もありますけども、そういったときでも、そういう事業をやってますとい

うことを広報していただいたら、より有効ではないかと思しますので、検討していただくことをお願いして、質問を終わります。

議長（岡田久雄） この際、暫時休憩します。11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

奥田俊夫議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 奥田俊夫議員。

1番（奥田俊夫） 1番、奥田俊夫でございます。事前通告に基づきまして、私の方から大きく二つのことを質問させていただきます。

災害時要配慮者避難支援制度につきまして。

9月に上陸した台風15号並びに19号におきまして、多くの命が失われました。お亡くなりになられました方々に対しご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々の一日も早い復興をお祈りしております。

本町におきましても、いつそのような災害が発生するかわかりません。先日、井手町防災訓練が実施されましたが、今年度は自主防災組織と消防団とが一緒になり、要配慮者への避難誘導と搜索活動を実施していただきました。

そこで質問です。

本町では現在、災害時要配慮者避難支援登録を申請受け付けをしていますが、次の配慮者区分ごとの申請件数について伺います。65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯、介護が必要な方、障がいのある方、その他自力で避難が困難な方、それぞれお教えいただきたいと思います。

制度自体をご存じない方には、今後どのような方法で周知されますか。

要配慮者は、どのような形で支援を受けることができますか。

支援をするに当たっての組織づくりや役割分担は、どのように決められていますか。

そして二つ目ですが、通学路、生活道路の危険性について。

通学路は安全でなければなりません。以前より多賀小学校前の府道上狛城陽線は危険が満ちあふれています。利便性、安全性を考慮して多賀バイパスが設けられたのだと思いますが、国道307号との交差点の渋滞のため、抜け道として府道上狛城陽線を利用する車が法定速度30キロのところを速度

超過して走行しているところを多く見かけます。

そこで質問です。

通学路である多賀小学校前の府道上狛城陽線は、今後は警察や関係機関に対して要望も含めて何らかの措置をとる必要があると考えますが、行政としてどのようにお考えでありますか。

登校時は子ども見守り隊の方々がおられますが、下校時に関しましては誰のサポートもありません。早急に対策を講じる必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 奥田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の災害時要配慮者支援制度についてであります。一つ目の区分ごとの申請件数につきましては、12月1日現在、65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯は147名、介護が必要な方は15名、障がいのある方は16名、その他自力で避難が困難な方は16名、合計194名であります。

二つ目の当該制度をどのような方法で周知していくのかにつきましては、これまでから、ホームページの周知に加え、区長会や民生児童委員協議会定例会にて当該制度の説明をさせていただき、各地域において、災害時に避難などの際に支援が必要と思われる方に対して制度の周知と登録申請するようご案内をいただいております。今後も、自主防災組織や民生児童委員の方々のご協力をいただきながら、周知を図ってまいりたいと考えております。

三つ目の要配慮者はどのような形で支援を受けることができるのかにつきましては、具体的な例を申し上げますと、昨年度、土砂災害警戒情報の発表により避難勧告を発令した際、土砂災害警戒区域にお住まいの要配慮者登録台帳に登録されている方に、自主防災組織及び地元消防団が各戸に訪問して安否の確認をしていただいたところであり、また、避難所への避難要請への対応なども実施していただいたところであり、それぞれの状況に応じ自主防災組織及び消防団に対応していただいております。

四つ目の支援をするに当たっての組織づくりや役割分担につきましては、現在のところ明確に役割分担を定めてはおりませんが、先ほど述べましたとおり、要配慮者への支援については、主に自主防災組織及び消防団が担って

いただいております。安否確認や各戸訪問、避難所への誘導など、さまざまな状況に応じて臨機応変に対応いただいているところであります。

2点目の通学路、生活道路の危険性についてであります。一つ目の多賀小学校前の府道上狛城陽線への要望や措置につきましては、議員ご指摘のとおり、多賀バイパスの抜け道として、速度超過し走行している車両があることから、これまで府民公募型安心・安全整備事業等を活用し、道路管理者の府に速度抑制のための路面標示等の安全対策を実施してきていただいております。一方、国土交通省では、文部科学省、警察庁と連携して生活道路、通学路での交通事故の削減に取り組まれており、地方公共団体の依頼により、ETC2.0で収集される速度や経路、急ブレーキ箇所などのビッグデータを活用し、効果的な安全対策を進めるため分析結果の提供等をされているところであります。

このようなことから、本町といたしましては、生活道路であり、かつ朝夕の交通量が非常に多い府道上狛城陽線において、当該データを活用しながら効果的な交通安全対策への取り組みができるよう国及び京都府にお願いし、協議を進めており、今後、関係機関とも連携しながら、効果的な対策について検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 2点目の子どもの下校時の安全確保についてであります。通学路につきましては、これまでから全国各地で安全確保の取り組みが行われておりますが、依然として、登下校中の児童が被害に遭うという交通事故が発生しております。特に下校時は、各学年により下校時刻が違ふことから児童の見守りが難しいという状況にあります。

そのような中、本町の各小学校におきましては、登校時に、子ども見守り隊や保護者の方々が登校班に同行したり、注意を要する箇所にとりたりしていただくとともに、下校時につきましても、子ども見守り隊や防犯推進委員連絡協議会の方々が子どもたちをサポートしていただいているところであります。

各学校では、児童の登下校をサポートしてくださる子ども見守り隊や防犯推進委員連絡協議会に、児童の下校時刻や各登校班の人数など必要な情報をお伝えしたり、通学路の状況などについて情報を交換するとともに、教員が

学期末などに定期的に児童につき添って下校指導や通学路点検を行い、児童に通学路で注意する箇所を伝え、指導しております。

本町といたしましても、春と秋の全国交通安全運動にあわせて、町内12カ所での街頭指導と、横断施設やカーブミラー等の交通安全施設の点検などを行っております。また、井手町教育委員会でも、今月12日に、警察や道路管理者、学校関係者などによる通学路の合同点検と対策会議を行い、通学路における課題を確認するとともに、その対策を検討することとしております。

今後も引き続き、通学路の安全確保に向けて関係機関と連携し、児童の登下校のサポート体制の充実、通学路における課題の把握とその対策などの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 奥田俊夫議員。

1番（奥田俊夫） 先ほど災害時要配慮者避難支援登録申請件数をご答弁いただきましたが、個別計画はどのように策定されているのでしょうか。また、名簿や個別計画の更新時期について、お伺いしたいと思います。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 奥田俊夫議員のご質問にお答えいたします。

まず個別計画につきましては、今現在のところ、いろいろご紹介をいただいている中で、訪問時にどの時間で、夜中に避難勧告なりを出す場合がございますので、そういうものについては、何時ごろ出たときにはどこに連絡してほしいというふうな個別計画については、今現在受け付けのときに伺っております。そのように対応しているというふうなことで個別に進めております。

あと、登録された方の更新の関係でございますけれども、それにつきましては毎年、年に1回4月に区長が交替されるということもございまして、区長も持っていたら持っているファイルを更新する、私どもも更新する。年1回必ず更新して、そして、もし地元で把握されてます、例えば施設に行かれたり、そういう実は井手町におられないですよとかいうふうなこと、もしくは

お亡くなりになられたり、また新たに登録されている方については、個別に即送っておりますので、それをちゃんとファイルしていただいているかというのを必ず見ておまして、年に1度必ず更新しているというところでございます。

以上です。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 奥田俊夫議員。

1番（奥田俊夫） 再質問ではありませんが、要望といたしまして、要配慮者が安心して地域に住み続けられるようにするには、福祉関係課と連携が一層大事かと思えます。高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦さん、個々に支援の方法も異なります。要配慮者への対応避難マニュアルが必要と思えますので、検討のほどよろしくお願いたしまして、終わりたいと思えます。

議長（岡田久雄） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽でございます。いつもありがとうございます。通告に基づきまして、次の3点について質問をいたします。

1点目につきましては、認知症予防についてであります。2点目は、井手町の魅力発信についてであります。3点目につきましては、井手町共同墓地の再貸し出しについてであります。

1点目の認知症予防についてであります。

認知症とは、脳細胞の死滅や活動の低下によって認知機能に障害が起き、日常生活、社会生活が困難になる状態と言われております。また、認知症イコール物忘れをイメージする方も多いと思えますが、記憶の消失だけでなく、理解力や判断力にも大きく影響するそうでございます。認知症になると、つい自宅にひきこもりがちになってしまいます。

このような中で、デイサービスは高齢者の方の社会的な孤独感や孤立感を和らげ、家族の身体的、精神的な介護負担を軽減することができ、大きな役割を果たしております。本町のデイサービスを利用されている高齢者の家族からは、人との触れ合いや体操などで元気になったと大変喜ばれております。

そこでお尋ねいたします。

1 点目としまして、本町のデイサービス利用状況と提供しているサービス内容についてお尋ねいたします。

次に、現在、認知症予防の取り組みと今後の取り組みについてもお尋ねいたします。

次に、2 点目の井手町の魅力発信についてであります。

先月、11月に、人口1万4,000人の小さな町、岡山県の和気町に移住定住支援策について視察研修に行っていました。この町は、過去3年間に主に東京や大阪といった都市圏から300人が移り住んでいるという小さな町です。

町長はじめ行政職員には、和気町のホームページを一度ごらんいただけたらと思います。移住定住促進、交流人口の増加につなげるためには、町の情報を積極的に発信することが極めて重要となります。近年、インターネット技術、SNSの発展により、工夫次第でターゲットに効果的な情報発信が行えるようになりました。

そのほかにも和気町では、移住希望者への宿泊費の補助金制度、移住を目的として住居や仕事を探すために町を訪れた際の宿泊料金の3分の2の補助、1泊1人最大4,000円、1回当たり2泊が上限で、5回までの利用が可能です。また、役場には移住者が相談員として常駐され、移住相談対応や車での町内案内を実施し、移住者目線の施策を展開されておられます。

このような相談員のサポートはかなり重要ではないかと思いますが、本町では移住定住促進施策を今後どのような取り組みをしていくのか、具体的にお尋ねいたします。

次に、三つ目であります。井手町の共同墓地の再貸し出しについてであります。

少子高齢化が進み、日本の高齢者人口は過去最多となり、9月時点で高齢化率も過去最高の28.4%、本町では34%となっており、今後ますます高齢化が進んでいくと言われております。

そのような中、高齢者の不安や心配事の一つがお墓のことです。井手地区のお墓は区画場所によっては上り斜面がきつく、高齢者にとりましては苦難の行であり、本当に大変であります。先祖様を大事にされ、お参りを続けたいと思われている方も多くおられます。

平成29年11月に井手地区共同墓地空き区画使用者の募集があり、2区

画が募集されましたが、その後の状況と、今後の区画使用者の募集についてお尋ねします。

また、現在残っている共同墓地の数と、この10年ぐらいの利用状況をお尋ねいたします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 木村議員のご質問にお答えいたします。

1点目の認知症予防についてであります。まず一つ目の本町のデイサービス利用状況につきましては、令和元年9月末時点で申し上げますと、要介護認定者が109件、要支援認定者が45件となっております。また、提供されているサービス内容につきましては、食事や入浴などの日常生活上の支援やリハビリなどの機能訓練、集団でのゲームやクロスワードパズル、間違い探しなどのレクリエーションが行われているところであります。

二つ目の現在の認知症予防の取り組みにつきましては、高齢化の進展に伴い認知症の方の増加が見込まれるため、認知症を予防し、できるだけ進行をおくらせるための認知症予防の事業、また、誰もが年齢を重ねられ認知症になる可能性がありますので、認知症への理解を深め、認知症の方を地域で支え合うための普及啓発の事業が必要と考えているところでございます。そのため、平成28年度より地域包括支援センターの社会福祉士の職員を1名増員し、体制の充実を図ってきたところであります。

まず、認知症予防の事業といたしましては、認知症予防教室と認知症予防コラムを実施しているところであります。認知症予防教室については、体操やゲーム等を通じて認知症の予防を行っており、認知症予防コラムについては、「広報いで」に掲載しており、外出が難しい高齢者の方向けに、家にいながらできる体操や、頭の体操になるクイズ等に掲載しているところであります。

今後の取り組みといたしましては、今年度から実施しております認知症予防教室の出前講座を広報等で広く周知して、認知症予防教室を実施していただく講師を各地区のサロンや老人クラブに派遣する認知症予防の体操でありまして、今年度は既に二つの地区で出前講座を実施し、現在も1件の申し込みをいただいているところであります。出前講座を地域の皆様に知ってもら

い、利用してもらうことで、認知症に対する理解と予防につなげてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 眞木地域創生推進室長。

理事（眞木伸浩） 2点目の井手町の魅力発信についてであります。本町の人口減少の大きな要因は、若い世代が住める住宅の不足にあると考えられることから、現時点での移住定住促進施策としては、町内の住宅不足の解消及び本町を移住及び定住先として検討いただくための町の魅力の発信等が最も重要であると考えております。

まず、住宅不足の解消につきましては、現在行っている開発適地を拡大させるための新たな国道24号城陽井手木津川バイパスの整備促進を今後も引き続き進めてまいりたいと考えております。

また、町の魅力の発信につきましては、今般、本町の充実した子育て支援や豊かな自然環境といった魅力を発信するための町のホームページを新設したところであり、今後は、こうしたインターネットを活用した細やかな情報発信に加え、まちづくりセンター椿坂や「むすび家 i d e」等の交流拠点としての機能の充実、さらには、新庁舎への併設を予定する道の駅的休憩施設の開設等を通じて、実際に町を訪れ、その魅力を体感される方を増加させる等の取り組みを行いたいと考えております。

このほか、現在、次期井手町地域創生計画の策定に向け、町民等へのアンケートや、町内の若者も含めた外部有識者で構成される井手町地域創生推進会議等を実施しているところであり、こうしてさまざまな方からのご意見を頂戴しつつ、今後の本町の人口減少対策をとりまとめてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 3点目の井手町共同墓地の再貸し出しについてであります。井手地区共同墓地空き区画使用者の募集に係る現在までの状況につきましては、空き区画の使用者再募集を行った、がんぜん堂北側の5区画のうち、現在、残区画は1区画となっております。空き区画につきましては、引き続き再募集を行ってまいりたいと考えております。また、新共同墓地2号地の区画数につきましては、全体総数が213区画であり、11月

末現在では残区画が73区画であります。

この10年くらいの利用状況については、平成21年度から令和元年11月末までに使用許可を行った件数は63件であります。

議長（岡田久雄） 次に、谷田みさお議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。

ただいまマスコミ等では桜を見る会関連での安倍首相の醜態が連日報道され、これは目を覆うばかりであります。これを機会に井手町でも、行政も議会もこれまで以上に身を律し、一点も曇りのない状況にしていく、また、行政におかれては、情報の適正管理、きちんと進めているのかという見直す機会にもぜひしていただきたい。要望をして、質問に入りたいと思います。

まず1点目は、町内の商業施設についてです。

町内で一番大きなスーパーが11月末で閉店となりました。住民の日々の食料品や日用品の買い物に大きな影響が出ています。この十数年、振り返りますと、町内では、まず酒屋さん、米屋さん、電気屋さん、理髪店、洋品店、雑貨店、最近ではクリーニング店や食料品店と、住民に長く親しまれてきた店舗の閉店が相次いでおりまして、さらに、町内唯一ありましたファミリーレストランも閉店をいたしました。今後さらに閉店を表明しているお店もあると聞いております。個々の商店の個別の事情だけではない、人口の減少や消費税の増税、それに伴う複雑な複数税率の導入、キャッシュレス決済への対応、インボイス導入などに対する不安も大きな要因ではないかと考えられます。

町はこれまで、JR山城多賀駅前の大型スーパー進出断念を受けて、それにかわる商業施設誘致を表明してきましたが、このたびのスーパー閉店で、井手地区でも新たな対策を講じる必要が緊急に生じております。年末に向けまして食料品や日用品の需要が高まるこの時期に、住民の不安解消のため、緊急に以下の3点が必要ではないか伺います。

1点目には、井手地区にも商業施設の誘致を緊急に進めること。

2点目には、京都やましる農協の井手町支店さんにあります産直市、なごやか市を、井手地区にも農協の建物がまだございますので、そこを中心に出店していただくこと、あるいは一般の移動販売車等、多賀地区にもたびたび

参りますけれども、そういう移動販売の誘致を行ってはどうか。

3点目に、町内外問わず、住民が買い物をしやすいように、買い物支援のためのバスですとか乗り合いタクシーなど、さまざまな工夫を凝らして交通手段を確保することが必要ではないか。この3点はどうしても緊急に必要なと考えますが、町長のご見解をお伺いします。

2点目は、有害鳥獣被害対策でございます。

1月7日の京都新聞の山城版で、京都府と宇治田原町、木津川市、和束町、笠置町、南山城村の6者で山城地域ニホンザル被害対策広域協議会の初会合が開かれたと報じられました。この記事を見て、農業関係者の方々、特に開催中であり、シーズン中でありました観光農園の関係者からは、なぜ井手町が加入していないのか、町は京都府に町内の猿被害について十分伝えていないのではないかと落胆の声が上がりました。

この広域協議会の設立の経過と、なぜ井手町が入っていないのかという理由、今後の対応を伺います。

今回の協議会は猿被害に特化したものかもしれませんが、ことしの有害鳥獣被害の特徴としては、猿が人家周辺へ出没しているというのがふえております。イノシシ被害は激増しています。これまで見られなかった地域にもイノシシや鹿が出没していることなどの報告を受けております。特に観光農園では、幼稚園児など、小さな子どものお客さんの手が届く範囲からは果実が早々になくなってしまい、お客さんに入ってもらえない、果樹の根本をイノシシが荒らす、猿やアライグマが果樹の枝ごと折るので、今後の生育に悪影響を与えているというような悲鳴が上がっております。

有害鳥獣対策として先進地の事例がさまざま報告をされておりますが、専業農家だけでなく、兼業農家や家庭菜園の主の方、農業をしていない地域住民も巻き込んで、集落ぐるみで取り組む事例が効果が上がっているように感じております。まず京都府と町が連携して、徹底した実態調査と有害鳥獣被害防止計画の策定、集落ぐるみ対策をリードしていくことが必要ではないか伺います。

3点目は町営住宅についてです。

人口減少対策の一環として、住宅をふやすことが求められております。まず、既存のストックとしての町営住宅の活用が求められます。9月議会で議決された一般会計補正予算の中に、多賀地区の町営住宅の建てかえ、集約事

業の委託費750万円が計上されておりましたが、その詳細を伺います。

1点目に、多賀地区町営住宅の現在の居住の状況、家賃は幾らなのでしょうか。

2点目に、建てかえて宮ノ後地区と東北河原の住宅を集約するという説明がございましたが、現状の1戸建ての10戸での建てかえなのか、集合住宅化するのか、何棟になるのか、間取り等はどうかお伺いします。

3点目に、9月議会では、建設予定地は東北河原住宅の隣接地という説明だったが、正確な建設予定地はどこか、総敷地面積は何平米になりますか。

4点目に、総事業費と財源、完成年度はいつを予定しているのか伺います。

5点目に、現在居住している人の居住保障はどのように行うのか、建てかえ後の家賃はどのように変化があるのでしょうか。

井手地区の町営住宅についても、有効な活用を図るために、浴槽のない住宅が残されていることはネックであると考えられます。浴槽のない住宅は現在何軒あるのでしょうか。トイレの洋式化、浴室のバリアフリー化とともに、浴槽を設置し改善する考えはないか伺います。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) 谷田みさお議員のご質問にお答えします。

1点目の町内の商業施設についてであります。まず一つ目の井手地区にも商業施設の誘致をとのこにつきましては、井手地区におきまして古くから営業されておりましたスーパーが、人口減少や町外の大手スーパーの影響等で買い物客が減少し、経営困難となり11月末で閉店されたことは非常に残念に思っております。井手地区の商業施設等の誘致につきましては、スーパー閉店の以前に、商工会及び関係機関において経営支援として他店舗の誘致も検討されたと聞いておりますが、本地域の商圈的な調査をされたところ、多賀地区への商業施設計画があるならば経営上難しいと判断され、進出されなかったと伺っております。多賀地区と違い、井手地区では地元商店街や小売店等が現在も一定営業されており、食料品や日用品も買いそろえられる状況にあることから、今後、商工会としては、地元商店と協力しながら、利用しやすい商店づくりに取り組んでいくとのことであります。

本町といたしましては、住民の方々が利用しやすい多賀駅前への商業施設

の誘致を進めるとともに、プレミアム付き商品券発行事業や百縁商店街事業への補助なども継続して取り組み、さらに、財政が厳しい時期でも継続支援できるよう基金も設置しているところであり、今後も引き続き、既存商店の活性化支援や消費者対策を進めてまいりたいと考えております。

二つ目の農協のなごやか市の井手地区への出店や移動販売の誘致につきましては、JA京都やましろ井手町支店に確認いたしますと、なごやか市については検討すると伺っております。また、移動販売の誘致につきましては、先ほどお答えしました既存商店の利用促進等への取り組みが重要と考えております。町としても商工会と協力しながら支援してまいりたいと考えております。

三つ目のバスやタクシーなどの交通手段の確保につきましては、これまでお答えしているとおり、考えておりません。

2点目の有害鳥獣被害対策につきましては、先ほど中坊議員にお答えしたとおりであります。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) 3点目の町営住宅についてであります。一つ目の多賀地区町営住宅の現在の居住状況と家賃につきましては、東北河原団地で2戸、宮ノ後団地で2戸居住されており、使用料は住宅規模、経過した年数等のほか、入居者の毎年度の所得に基づき決定していることから、個別具体の使用料は発言を控えさせていただきます。

二つ目の住宅の集約につきましては、現在の2団地を集合住宅1棟とすることを考えており、間取りなど具体的なことについては、今後検討を進めていくこととしております。

三つ目の建設予定地と敷地面積につきましては、現在の東北河原団地と隣接した西側の土地とを合わせ約2,000平方メートルを想定し、検討を進めているところであります。

二つ目の総事業費と財源、完成年度につきましては、測量や用地に係る費用については、国の社会資本整備総合交付金の対象となりませんので町の単独費で、造成や建築に係る費用は国の交付金を活用して事業を進めることとしており、全体事業費や完成時期は、用地買収や基本設計等を進めていく中で決めていくものと考えております。

五つ目の現在居住している人の居住保障と建てかえ後の家賃についてであります。公営住宅建てかえ事業に係る法令等に従い、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、井手地区町営住宅で浴槽のない住宅の件数は13件であります。浴槽がない住宅につきましては、これまで、入居者自身で模様がえとして浴槽を設置し浴室として利用されているか、また近隣の井手湯をご利用いただいておりますので、浴槽の設置や改善をする予定はありません。トイレの洋式化につきましては、平成30年度から、町営住宅環境整備事業として町営二戸一住宅のトイレの洋式化及び段差解消を行っております。この事業は、令和2年度までの3年間で計画的にトイレのバリアフリー化を全て実施する予定であります。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 1点目の商業施設の問題ですが、京都新聞でも大きく取り上げられ、その後テレビも取材に来るなど、反響が大きいわけです。それだけ住民の皆さんにもショックな出来事ということだと思います。非常にシンボリックですよ、あの店がなくなる、この店がなくなる、それは本当にずっと続いてきましたけども、ついにこのスーパーもなくなるのかというのは、非常に住民のメンタルには大きな影響があるわけです。町長、具体的にどのようにお感じになっているのか、ぜひ直接、町長の感想というか、お聞かせいただきたいと思うんです。

商品券の充実を図っていただけてますね。それは評価するんですよ。しかし、どこで使うのか。どんどんどんどんお店がなくなっていく。井手地区は一定程度商店があるとおっしゃいますけれども、ずっと続けて店が連なっていて買い物を連続してできるという状態にないことは、みんなご存じじゃないですか。それを今さら、いや、あるんだから、それを1軒1軒回ってもらったら大丈夫と、そう言われても、石垣地区の北から南まで行ったり来たりしてもそろわないものもたくさんあるわけで、そういう状況の中で、ひたすら耐えろとおっしゃるんですか。人口減少を何とかとめたいと町は言うのに、それ、何もしない。逆に、多賀を誘致することが障害になったかのような、今、お話やけれども、それはバランスをとってやっていかないとだ

めだと思えますよ。これまで商工会やは、店舗自体も努力されたということですから、町もここでもう一つ、井手にもやっぱり誘致しようやないかということで努力されるということでないで、住民の皆さんの不安はおさまりませんよ。農協に助けていただきたいですよ。でも、それだけではいかへんですよ。町長、どうお考えですか。直接町長の声でお考えをお聞きしたいです。

その中で、やっぱりずっと要望が出ているのは買い物支援の乗り物なんですよ。バスというから大きなバスを想像しはるのかと、そうじゃなくて、乗り合いのタクシーでもいいんです。全国の例を見ますと、IT技術を駆使したいろいろな乗り物やら交通手段がどんどんと公表されてます。中にはゴルフ場のカートを利用するというようなものまであらわれているわけで、地域地域に合わせて考えたらいいんです。失敗したら、それはまた、これではなかなかあかんのやなと思って改善もできますけど、最初から何もやらなかったら、全く進まないです。どうにかしてこの状態を改善しようという姿勢を見せないと、人口はどんどん減る一方だと私は非常に心配しています。ぜひこの点についても、乗り物の確保についても、今は考えておりませんというのは公式答弁か知りませんが、今後考えなあかんの違いますかということをお聞きしたいです。

2点目、有害鳥獣の問題ですが、先ほどもお答えがあったということですが、これも町長のお考えをぜひ聞きたいと思うんです。これ、11月7日に報道があったときに、ええとみんな思ったわけです、何で井手は入っていないの。町長、どう思われたんですか。

私、11月28日に、京都府の広域振興局に農業をやっておられる方と行ってきました。こんなふうに出たけど、井手町の被害状況、文句を言いに来たのと違います、被害状況は伝わっているんでしょうかと、直接聞いてほしいと思って行きました。十分お聞きいただきました。猿については、発砲すると群れが分散して、かえって追跡しにくくなるというような専門的なお話も聞きまして、なるほど、発砲して銃で減数してほしいという要望は非常に強いんですけれども、それはそういう専門的な知見もあるんだなというのも勉強にもなりましたし、京都府の専門的にやっておられる方の話を聞けば、非常に住民の皆さんも納得できはる部分があると思うんです。

だから、連携して取り組む、1回うまいこといかなかったと今答弁、中坊

議員のときにされましたけど、それをやっぱりやらなあかんと思うんです。農協さんはやっぱり農業専業でやっている方とか大きな農家の方を対象にしたはるので、それと、家庭菜園というても大きな規模でやったはります、井手町の方。プラス私らみたいに猿に毎日囲まれて住んでいる者、住民のほんまに危険を感じている者、みんなが、どうやったら猿がこっちに来ないようなバッファゾーンをつくれるとか勉強しなあかんと思うんです。それを音頭をとれるのは、やっぱり町やと思うんです。農協さんだけにお任せするわけにいかない。猿に注意と張ってある保育園、怖いじゃないですか。やっぱりそこら辺を何とかしましょうという姿勢を見せないと、動物は賢いですから、何ぼでも、言うたら、ばかにして、どんどんどん住宅地域に入ってくるということですから、追い払いに頑張ってもらっているのはわかりますよ。呼んだら町の人に来てくれはって追い払いしてくれはると、それは感謝したはりますけど、それでは、対処療法だけでどうにもならない事態になっていて、これは集落ぐるみ、町が音頭をとって対策をとっていきましょうという集まりをして勉強しないと前に進まないと思いますから、もう一度その件についてお尋ねいたします。

町営住宅の建てかえの件は、所得による家賃を徴収しているので公表できないということですがけれども、公住法で決まっているわけですよ。居住保障はもちろんしなあかんし、でも、新築の今までと違う集合住宅になった場合、家賃の考え方はどうなるんですか。今までののは低廉な家賃ですよ、老朽化してますし。だから、それをどういうふうと考えて新しい家賃を設定されていくのかお聞きしたいんです。急激な変化があったら、入居保障や、あなた住みなさいと言われても、今までの10倍もらいますと言われてたら住めないとおっしゃるかもしれません。そういうことにならないような措置がきちっとされるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 汐見町長。

町長(汐見明男) 商業施設についてでありますけれども、これは先ほど担当から答弁したとおりであります。町の取り組みについて、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

有害鳥獣の関係ですけれども、京都新聞に掲載されまして、その明くる日、

担当課長に私の方からすぐ指示をして、この協議会に井手町も入れるようにということで、京都府はすぐにそれで協議会に入ってもらいますと、こうい
うことで、先ほどこれも答えたとおりでございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) 新築の場合の家賃の考え方というご質問でございます。
基本的には、新築でも今のやつの同じ考え方で計算をいたします。ただ、1
戸当たりの住居面積であるとか経過年数、掛ける係数が違いますので、そう
いったことで係数は異なりますが、同じ方法で計算されるということござ
います。

それと、建てかえに関する居住者の法令上の保障等でございますが、再入
居と、当然ながら家賃の一定期間の低減等が法令上で決められているという
ことでございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 商業施設についてはご協力をという今、町長のお話が
ありましたけれども、住民の皆さんも本当に盛り立ててやっていきたいとい
う思いはあるんですよ。そやけれども、やっぱりそうなると、品ぞろえはど
うなんやというようなこととか、商店側の努力もお願いしたいということも
出てくるわけです。それを援助できるような体制をやっぱり考えてほしい。
商品券だけでは店が減ったら使えないという、そういう声が強くございま
すので、店をふやす、誘致、移動販売でも、そういう券が使えるというのや
たらありがたいかなというふうにも思いますし、何か有効な対策を緊急にと
っていただきたいというふうに再度お願いして、質問を終わります。

議長(岡田久雄) これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。13時10分まで休憩します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時10分

議長(岡田久雄) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第5、議案第35号、平成30年度井手町一般会計、特別会計
「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水
道」歳入歳出決算認定の件から、日程第7、議案第37号、平成30年度井

手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件を一括議題といたします。

本3件に対する委員長の報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中坊 陽決算特別委員会委員長。

8番(中坊 陽) 8番、中坊 陽です。

ただいま議題となっております議案第35号、平成30年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件、議案第36号、平成30年度井手町水道事業会計決算認定の件並びに議案第37号、平成30年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件3件につきまして、本決算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る9月25日の9月定例会におきまして、議員選出の監査委員を除く9名の委員をもって構成する決算特別委員会が設置され、議案第35号から議案第37号までの3件の決算認定の件が付託され、閉会中の継続審査となっていたものであります。本3件は、いずれも井手町における平成30年度の予算執行実績や行政実績並びに行政全般について執行されました決算認定の件でございます。

本決算特別委員会は、去る9月30日から10月1日の2日間にわたり招集いたしまして、委員9名全員の出席のもと、汐見町長以下、関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

決算審査では、一般会計の歳出の部から各款別に質疑を行った後に歳入の部の質疑を行い、次に、特別会計の質疑につきましては各会計別に歳入歳出全般にわたり質疑を行い、最後に総括質疑を行ってまいりました。

次に、審査内容の報告に入るわけではありますが、議会選出の監査委員を除く全議員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告及び討論の報告は省略させていただきますので、よろしく願います。

次に、質疑並びに討論の終了後に、本案に対する採決を行ったところであります。

それでは、決算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第35号の平成30年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件につきましては賛成多数をもって認定され、議案第36号、平成30年度井手町水道事業会計決算認定の件、議案第37号、平成30年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の2議案につきましては賛成全員をもちまして認定すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

議長（岡田久雄）　　ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　　ただいま議題になっています議案第35号から第37号の3議案のうち、議案第35号の井手町一般会計決算、国民健康保険特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算、介護保険特別会計決算に反対の立場で議案第35号に反対、第36号、井手町水道事業会計決算に賛成、第37号、井手町多賀財産区特別会計決算に賛成の立場で討論を行います。

桜を見る会での安倍首相による政治の私物化が明らかになり、さらには、うそと隠蔽で保身を図ろうとする安倍政権に国民の怒りは沸騰しています。お友達との飲み食いに浮かれる首相の姿とは対照的に、国民の生活は困難さを増しています。

内閣府が発表した10月の景気動向指数は前月比5.6ポイント低下の94.8となり、下落幅は前回の消費税率引き上げ時の4.8ポイントを上回りました。基調判断は、3カ月連続であった総務省発表の10月家計調査でも、1世帯当たりの消費支出は実質で前年同月比5.1%も減少、マイナスに転じました。今回の消費増税が余りにも景気を冷え込ませ、国民の家計を圧迫する愚策であったことがいよいよ鮮明になりました。

ところが、安倍政権はそれにも懲りず、受験生や大学当局不在で迷走する大学入試改革、公立病院潰し、医療や介護の国民負担増と給付の削減、国会

審議抜きでホルムズ海峡へ自衛隊を派遣しようとする、環境破壊の石炭家電推進など、暴走を続けています。

そんな状況のもとで、最も身近な町政こそが住民の暮らしや社会保障を防衛する責任を果たすのかどうか問われています。2018年度決算を見れば、町はそのような責任を果たしてきたとは言えません。

まず一般会計では、相変わらず基金のため込み方が異常です。公共事業では、今後その恩恵を受けることになる住民にも後年度負担を求めるのは当たり前で、適切な額を起債して年々返済していくことで世代間の負担の公平化が図れるものですが、町債残高は29億円という額なのに68億5,000万も基金があり、現在の住民には恩恵が少なく、将来にわたるべき負担を先取りして今の住民に強いているということになり、余りにも不公平ではないでしょうか。住民1人当たり92万円もの基金の積み上げは、やり過ぎです。

新庁舎建設関連の予算もございましたが、建設予定地へのアクセス利便性のためには、町内循環バスや乗り合いタクシーなど不可欠です。新技術を導入して、安くて便利な乗り物を工夫するべきです。

教育予算では、給食の無償化に踏み出したことは、大きな子育て支援となり、歓迎するものです。引き続き、生まれてから成人するまでの切れ目のない子育て支援、特に低年齢児保育の量的充実と正規保育士の確保による質的な充実、学童保育指導員の処遇改善で、安心して豊かな放課後の保障は欠かせません。子どもの貧困が深刻化する中、就学援助は入学説明会で申請書類を配付するなど、特に入学準備金については、学用品購入前に支給できるよう強く要求いたします。

職員の働き方の問題では、これまで臨時職員の多用で官製ワーキングプアを生んできた現状を改め、新しい会計年度任用職員制度では、抜本的に非正規職員の処遇改善を行うべきです。

国民健康保険特別会計では、広域化によって激変緩和の措置がとられましたが、このままでは早かれ遅かれ保険料アップが待っています。全く所得のない子どもにも均等割を課するのは、子育て支援にも逆行します。全国知事会も要望しているように、さらに1兆円の公費投入で、せめて協会けんぽ並みの保険料に引き下げなければ、制度は維持できません。

後期高齢者医療特別会計では、2年ごとの改定の年となりました。本町では所得の少ない加入者が多く、軽減措置の見直しの影響を大きく受けます。

軽減措置が完全に廃止されますと、現在の10倍にも保険料がはね上がる人も出てまいります。後期高齢者医療制度は廃止すべきです。

介護保険特別会計では、3年ごとの見直しで保険料が6.4%もの値上げとなりました。高齢者は、年金がどんどん削減されている中で、消費税は増税されるわ医療費の負担はふえるわ、年金から天引きされる介護保険料の負担感は相当なものです。介護度が軽度の人には、介護保険に加入し保険料を払っているながら利用できないサービスがある。また、利用料が支払えないためサービスが受けられないという状況になっているのは、保険あって介護なしと言われることとなります。支払い能力で制限されることなく、真に必要な介護が受けられるよう抜本的に改善すべきです。

以上のような理由で、議案第35号に反対、第36号に賛成、第37号に賛成いたします。

議長（岡田久雄） ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西島寛道議員。

4番（西島寛道） ただいま議題となっております平成30年度井手町一般会計決算並びに特別会計決算につきまして、認定すべきであるという賛成の立場から討論いたします。

先月、政府の月例経済報告では、国内景気は緩やかに回復していると公表され、世界景気は、中国やユーロ圏の減速を背景に全体としては緩やかに回復しているが、そのテンポは鈍化していると、ことしの8月以来3カ月ぶりに判断が引き下げられました。また、企業の設備投資は底がたいが、海外経済の下ぶれリスクが輸出や生産にも影響を与えかねない状況であるとされ、国内景気の個別項目では、企業収益と雇用情勢の判断も引き下げられました。また、消費増税の影響により注目されている個人消費は持ち直していると判断されており、軽減税率やキャッシュレス支払いへのポイント還元などで、スーパーやコンビニの売り上げは足元で底がたく推移していることから、内閣府は、政策の効果もあり、増税のショックは1カ月ぐらいでおさまりつつあるのではないかとの見方も示されたところでもあります。

このような中、平成30年度の決算に目を向けますと、全会計が黒字であり、財政の健全化を示す実質公債費比率はマイナス0.2%で、前年度と同じく依然としてマイナスとなっており、また、財政構造の弾力性を判断する

経常収支比率は83.7%とよい数字であり、高く評価するものであります。

一般会計の歳入では、企業誘致などの成果や、京都地方税機構と連携しながら町税の徴収努力により、徴収収入9億2,242万円で、前年度と比較して約1.4%増加しております。また、国や京都府からの力強い支援を受けるなど、ありとあらゆる面で歳入確保に努力されているところが伺え、高く評価をいたします。

歳出につきましては、総務関係では、地域活性化のためのイノベーションチャレンジ事業や井手町応援隊活動拠点運営事業、利便性向上のためのJR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助金、さらに、計画的に基金への積み立てが実施されています。

民生関係では、誰もが利用しやすい施設となるよう、バリアフリー整備として、いづみ人権交流センターへのエレベーター設置をはじめ、障害者自立支援事業や福祉タクシー事業、老人クラブ活動助成や敬老事業など、障がい者や高齢者に対する支援のほか、高校卒業までを対象とした医療費助成や、チャイルドシート等購入費補助など、子育て世代への支援も図られています。

衛生関係では、住民の疾病予防や健康づくりのための各種事業の実施や、環境を配慮した住宅用太陽光発電システム等設置補助などの事業が実施されています。

農林関係では、新たな就農者を支援する新規就農者確保対策事業などの実施をはじめ、商工関係では、町内商店の活性化と住民の生活支援策として、井手町商工会が実施されているプレミアム付き商品券発行事業への補助などが実施されています。

土木費では、多くの道路改良事業をはじめ、利便性向上のためのJR玉水駅周辺整備や西交通広場整備、町営住宅の環境整備など、充実した暮らしの周辺整備が実施されています。

消防費では、災害に強いまちづくりのための消防団資機材購入や、水利確保のための防火水槽設置などが実施されています。

教育関係では、英検チャレンジ推進事業や数検チャレンジ推進事業、泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業、給食費を全額補助する学校給食費支援事業など、教育環境の充実に積極的に取り組まれています。

以上のように、歳出内容は多岐にわたる住民要望に応えられ、最小の経費で最大の効果を実現するため、町長をはじめ職員が一丸となって努力されて

いることが伺われます。

その結果、一般会計では、歳入総額 50 億 7,658 万円に対し、歳出総額 46 億 6,827 万円、歳入歳出差し引き額は 4 億 831 万円の黒字であり、繰越明許財源を差し引いた実質収支額は 3 億 5,381 万円の黒字となっています。

また、特別会計に関しては全ての会計が黒字であり、特に国保会計の財政状況は非常に厳しい中、一般会計からの法定外繰入金によって黒字となっており、大変配慮されていることが伺えます。ほかの特別会計についても、健全に運営されており、高く評価するものであります。

以上のことから、平成 30 年度一般会計並びに特別会計の決算の認定に賛成いたします。

議長（岡田久雄）　これで討論を終わります。

これから、議案第 35 号、平成 30 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（岡田久雄）　举手多数です。したがって、議案第 35 号は認定することに決定しました。

これから、議案第 36 号、平成 30 年度井手町水道事業会計決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（岡田久雄）　举手全員です。したがって、議案第 36 号は認定することに決定しました。

これから、議案第 37 号、平成 30 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第37号は認定することに決定しました。

次に、日程第8、議案第39号、井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件、及び日程第9、議案第41号、井手町町民体育大会支援基金条例制定の件の2件を一括議題とします。

まず、議案第39号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第39号、井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のように定める。

なお、今回の条例制定につきましては、平成29年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から施行される会計年度任用職員制度を創設することに伴い、当該職員の定義や給料等について規定するため、新たに条例制定を行うものであります。

それでは、1ページをごらんください。井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定する。

目次の項目を読ませさせていただきます。

第1章は、当該条例の総則の規定であります。

第2章は、フルタイム会計年度任用職員の給与の規定であります。

第3章は、パートタイム会計年度任用職員の給与の規定であります。

第4章は、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償の規定であります。

第5章は、雑則の規定であります。

続きまして、8ページをごらんください。附則であります。

第1項、施行期日の規定であります。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2項は、給料表改定の効力発生時期の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 次に、議案第41号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 平間社会教育課長。

社会教育課長(平間克則) それでは、議案第41号、井手町町民体育大会支援基金条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町町民体育大会支援基金条例を別紙のように定める。

なお、今回の条例制定につきましては、本町の最大のスポーツの祭典である町民体育大会の充実を図るため、新たに基金を設置し、支援体制の構築を行うため制定するものでございます。

それでは、1ページをごらんください。井手町町民体育大会支援基金条例。

井手町町民体育大会支援基金条例を次のとおり制定する。

まず第1条は、設置の規定でございます。

第2条は、積み立ての規定でございます。

第3条は、管理の規定でございます。

第4条は、運用益金の処理の規定でございます。

第5条は、繰りかえ運用の規定でございます。

第6条は、処分の規定でございます。

第7条は、委任の規定でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

議長(岡田久雄) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案番号を明示の上、質疑願います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第39号の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 異議なしと認めます。したがって、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10、議案第42号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第42号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、本年8月の人事院勧告に準拠するため、関係条例について所要の改正をするものであります。

それでは、5ページ、新旧対照表にてご説明申し上げます。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第1条関係)でありまして、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1359ページ、第18条、勤勉手当の規定でございまして、第2項中、当該手当の支給率を6月と12月に分け、6月の支給率については変更ありませんが、12月の支給率を一般職100分の97.5、管理職員100分の117.5として追加するものであります。

続きまして、例規ページ数1361の48、別表第2、給料表の改定であります。

次に、11ページをごらんください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第2条関係)でありまして、井手町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1332ページ、第7条、期末手当の規定でありまして、第2項及び第3項中、当該手当の支給率を6月と12月に分け、6月の支給率に変更はありませんが、12月の支給率を100分の172.5として追加するものであります。

続きまして次ページ、12ページをごらんください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第3条関係)でありまして、井手町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1282ページ、第5条、期末手当の規定でありまして、第2項中、当該手当の支給率を6月と12月に分け、6月の支給率に変更はありませんが、12月の支給率を100分の172.5として追加するもので

あります。

続きまして次ページ、13ページをごらんください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第4条関係)でありまして、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1359ページ、勤勉手当の規定でありまして、第2項中、先ほど5ページで提案いたしました第1条関係の支給率を6月、12月とも、一般職員は100分の95、管理職員は100分の115に改めるものであります。

続きまして次ページ、14ページをごらんください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第5条関係)でありまして、井手町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1332ページ、第7条、期末手当の規定でありまして、第2項及び第3項中、先ほど11ページで提案いたしました第2条関係の支給率を6月、12月とも100分の170に改めるものであります。

続きまして次ページ、15ページをごらんください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第6条関係)でありまして、井手町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1282ページ、第5条、期末手当の規定でありまして、第2項中、先ほど12ページで提案いたしました第3条関係の支給率を6月、12月とも100分の170に改めるものであります。

それでは、4ページをごらんください。

附則でございます。

第1項、施行期日等の規定であります。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第6条までの規定は、令和2年4月1日から施行する。

第2項は、第1条関係から第3条関係の改正規定については、平成31年4月1日から適用する旨の規定でございます。

第3項は、給与の内払いの規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長(岡田久雄) これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 職員給与についてですが、人事院勧告に基づいてということですが、人事院勧告と異なる点は全くないのでしょうか。何%、幾らの引き上げか。

それと、この改定表を見ますと、号級の低い方の方については改定額があるわけですがけれども、高い方の方については改定されていないと思うんですけども、初任者とか若年者の方に限定している扱いかと思いますが、これに該当する職員さんは、井手町の職員中何人の方がこれでベアになるのか、特徴をお願いします。

若い優秀な職員さんを確保しようと思うと、やっぱり今、若い方は初任給で比べられるわけです。公務員は初任給が安い、その中でも井手町は安いということで、なかなか魅力に感じてもらえないところがあると思うんですけども、この改定によったら初任給が幾らになるのか、学歴ごとにお願ひします。

国家公務員の場合は住居手当の変更もあったと思うんですが、井手町の場合は、職員さんの住居手当は今現状どうなっていますか。今回、変更がありますか。

最後に、この議案は、人勧に基づいて引き上げされる職員さんの給与と、特別職や議員の期末手当の引き上げも一緒くたに出てくるわけです。特別職や議員の手当なんていうのは人勧には全く関係ないわけで、もしそれを改定するというのであれば、報酬審議会等でも諮っていただかないと、何か勝手にお手盛りでやってるわというようなことになってはいかんわけで、少なくとも条例を出される場合には別々の条例にして出してもらわないと困るというふうに思うわけですが、その辺の検討はしていないのかどうかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 今年度の人事院勧告と井手町の給与改定について異なる点というご質問ですので、その点について、私の方からお答えを申し上げます。

ます。

異なる点については、住居手当について、職員組合の方から、今回人事院勧告を実施されれば、住居手当の低い職員がさらに低くなるということが見受けられるということから、現行の人事院勧告を実施しない率で支給をお願いしたいという要求を受けまして、話し合いの結果、それについては人事院勧告を実施せず現行どおりの住居手当を支給するというので、この点について人勧と異なる点でございます。

なお、一番低い方については、人勧を実施すると4,500円余り下がるところが、その点、下がらないということからこういう要求になり、かつ、これに対して妥結してきたところであります。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず給与の改定率でございますけれども、ベアアップ率は平均で0.09%でございます。

それと、給与改定に伴って影響する職員ですけれども、職員は今現在100人おまして、そのうち、このベアアップに該当する者については56名ということでございます。

続きまして、新しい表になったときの初任給の金額なんですけれども、高校卒業でいきますと、従前14万8,600円やった1の5のところは15万600円になります。あと、大卒につきましては1の25、18万700円が18万2,200円というベアアップになるということでございます。

あと、報酬審等々の関係で、条例1本でということ提案させていただいてますけれども、これは先ほど申し上げましたように、人事院勧告に基づきまして、率についてもそぐうというふうなことで職員、もちろん特別職、それと議会の議員の皆さんにその率を適応させていただいているというふうなことで、一括でのご理解ということだけでいただけたらと思います。

以上でございます。

議長(岡田久雄) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 住居手当の件ですけれども、国が言ってるのは国家公

務員宿舎が家賃が非常に安いと。その家賃よりも低い家賃のところに住んでいる人にまで国の予算で住居手当を出すのかという、そういう議論があって、住居手当の下限を引き上げるということになったわけです。うちの場合4,500円も国のおりにやったら下がるなんていう話になると、これ、年間の話ですか、4,500円というのは。そういう国の話を勘案しますと、井手町でも、町営住宅に住んだ場合の家賃よりも安い家賃で住んではる人にまで住居手当を出さんなのかという、確かに私もそう思うわけです。どうなんでしょうか。職員組合との話し合いで妥結しているということですけども、一体、最高で住居手当は月幾ら出っていて、最低幾らの家賃の人にまで住居手当は今出しているのか、教えていただきたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

最高の額の家賃の払っている職員なんですけど、月額9万1,000円の職員、最低額が2万500円の職員でございます。

先ほど副町長が申し上げました額については、月額でございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) だから、一番高い職員には月額9万1,000円の住居手当を支給しているということですか。違うでしょう。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それは違いまして、9万1,000円の家賃を払っている職員に対して、最高額2万7,000円の家賃補助を月額で出しているということでございます。

議長(岡田久雄) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） ただいま議題となっています職員の給与に関する条例の改正に賛成の立場で討論をいたします。

職員の皆さんは、基本的な団結権等を奪われている中で、人勸に基づいてそれぞれ適正な給与の引き上げがあつてしかるべきですし、住居手当についても、いろいろ疑問に思うところもありますが、職員団体と妥結しているということで、職員団体の要望に応じて考えられたということで尊重したいと思うわけですが、少なくとも特別職や議員は、期末手当の支給に当たっては報酬月額よりもさらに加算率も掛けているわけです。その上で4.5カ月分ということになっているわけです。だから、そういう加算率を掛けた上で支給されているわけで、人事院勧告とは全く関係がないわけです。期末手当であっても報酬月額等と同様に、少なくとも報酬審に諮っていただかなければ、お手盛りと批判されても否定しようがないというふうに思います。今後は別々の条例で出していただくようお願いをしたい。

特別職については引き上げる必要はない、議員についても引き上げる必要はないと思いますが、職員の方々のベアを保障する観点から賛成したいと思います。

議長（岡田久雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで討論を終わります。

これから、議案第42号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に日程第11、議案第43号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） それでは、議案第43号、井手町特定教育・保

育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化に当たり、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことから、当該基準に従って定める本条例につき、所要の改正を行うものであります。

それでは、11ページの新旧対照表をご参照ください。井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表にてご説明申し上げます。

例規ページ数2793の41ページ、第2条、定義の規定であります。第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、第11号中「旧認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、第11号の次に、新たに第12号といたしまして、満3歳以上教育・保育給付認定子どもの定義を追加し、次に、第13号といたしまして、特定満3歳以上保育認定子どもの定義の規定を追加し、次に、第14号といたしまして、満3歳未満保育認定子どもの定義の規定を追加し、次に、第15号といたしまして、市町村民税所得割合算額の定義の規定を追加し、次に、第16号といたしまして、負担額算定基準子どもの定義の規定を追加し、次のページをお開きください。旧第12号を第17号とし、旧第13号を第18号とし、同号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、旧第14号を第19号とし、同号中「第14条第1項」を「第7条第10項第5号」に改め、旧第15号、第16号を第20号、第21号とし、旧第17号を第22号とし、同号中「町」を「市町村（特別区含む。以下同じ。）」に改め、「特定利用地域型保育を含む。次条第1項」を「特別利用地域型保育を含む。同条第1項」に改め、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、旧第18号から第24号を第23号から第29号に改めるものでありまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正による条文の整備であります。

次に、例規ページ数2793の43ページ、第3条、一般原則の規定であ

ります。「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改めるものでありまして、国の基準の改正に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数 2793 の 43 ページ、第 5 条、内容及び手続の説明及び同意の規定であります。第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「利用者負担」を「第 13 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改めるものでありまして、国の基準の改正に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数 2793 の 44 ページ、第 6 条、正当な理由のない提供拒否の禁止等の規定の改正につきましては、国の基準の改正に伴い、文言を修正する条文の整備であります。

次のページをお開きください。

例規ページ数 2793 の 45 ページ、第 7 条、あつせん、調整及び要請に対する協力の規定であります。第 1 項中「町」を「市町村」に改め、同条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「町」を「市町村」に改めるものでありまして、国の基準の改正に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数 2793 の 45 ページ、第 8 条、受給資格等の確認の規定であります。「求められた場合は」の次に「、必要に応じて」を加え、支給認定証の交付を受けない場合の規定を追加するとともに、国の基準の改正に伴い、文言を修正する条文の整備であります。

次に、例規ページ数 2793 の 45 ページ、第 9 条、教育・保育給付認定の申請に係る援助の規定、次のページをお開きください。第 10 条、心身の状況等の把握の規定及び第 11 条、小学校等との連携の規定の改正につきましては、国の基準の改正に伴い、文言を修正する条文の整備であります。

次に、例規ページ数 2793 の 45 ページ、第 13 条、利用者負担額等の受領の規定であります。第 1 項中、国の基準の改正に伴い、文言を修正するとともに、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準の読みかえを第 35 条、第 36 条において定めることに伴い、それらに係る条文を削除し、無償化の実施に伴い、利用者負担額を支払う保護者の範囲を満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限定する規定を追加したものであります。

次に、第2項中、国の基準の改正に伴い、文言を修正するとともに、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準の読みかえを第35条、第36条において定めることに伴い、条文を削除したものであります。

次に、第3項及び第4項中、国の基準の改正に伴い、文言を修正するとともに、第4項第3号、食事の提供に要する費用の規定を、現行、受けることができる」とされている2号認定子どもに係る主食の提供に係る費用を副食の提供を含むものとし、受けることができる対象から1号認定、2号認定それぞれの認定区分ごとに定める年収約360万円未満相当世帯を除く規定に、イといたしまして、それぞれ認定区分ごとに定める第3子以降となるものについて除く規定に、ウといたしまして、現行同様、ゼロ歳児から2歳児に係る食事の提供に要する費用を除く規定に改めるものであります。

次に、第5項、第6項の改正につきましては、国の基準の改正に伴い、文言を修正する条文の整備であります。

次に、例規ページ数2793の46ページ、第14条、施設型給付費等の額に係る通知等の規定であります。第1項中、国の基準の改正に伴い、文言を修正するとともに、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準の読みかえを第35条、第36条において定めることに伴い、条文を削除し、第2項の改正につきましては、国の基準の改正に伴い、文言を修正する条文の整備であります。

次のページをお開きください。

例規ページ数2793の47ページ、第16条、特定教育・保育に関する評価等の規定、第17条、相談及び援助の規定、第18条、緊急時の対応の規定及び第19条、支給認定保護者の規定の改正につきましては、国の基準の改正に伴い、文言を修正する条文の整備であります。

次に、例規ページ数2793の48ページ、第20条、運営規程の規定であります。「次の各号」を「次に」に改め、第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により、教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改めるものでありまして、国の基準の改正による条文の整備であります。

次に、例規ページ数2793の48ページ、第21条、勤務体制の確保の規定、次のページをお開きください。例規ページ数2793の49ページ、第24条、支給認定子どもを平等に取り扱う原則の規定、第25条、虐待等

の禁止の規定、第26条、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定、第27条、秘密保持等の規定及び第28条、情報の提供等の規定の改正につきましては、国の基準の改正に伴い、文言を修正する条文の整備であります。

次に、例規ページ数2793の49ページ、第29条、利益供与等の規定であります。「(法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。)」を削り、「(同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条4項において同じ。)」を削るものでありまして、国の基準の改正による条文の整備であります。

次のページをお開きください。

例規ページ数2793の50ページ、第30条、苦情解決の規定、第32条、事故発生の防止及び発生時の対応の規定、第34条、記録の整備の規定の改正につきましては、国の基準の改正に伴い、文言を修正する条文の整備であります。

次のページをお開きください。

例規ページ数2793の51ページ、第35条、特別利用保育の基準の規定であります。国の基準の改正に伴い、文言を修正するとともに、第3項に、第13条第1項及び第2項、第14条第1項で定められていた特別利用保育を提供する場合の基準の読みかえを定めるとともに、第14条第4項第3号に、新設の規定についての読みかえ規定を追加するものであります。

次に、例規ページ数2793の51ページ、第36条、特別利用教育の基準の規定であります。国の基準の改正に伴い、文言を修正するとともに、第3項に、第13条第1項及び第2項、第14条第1項で定められていた特別利用教育を提供する場合の基準の読みかえを定めるとともに、第13条第4号、第3号の改正に伴う読みかえ規定の整理及び同号に新設された規定についての読みかえ規定を追加するものであります。

次のページをお開きください。

次に、例規ページ数2793の52ページ、第37条、利用定員の規定であります。第1項中「のうち、家庭的保育事業にあってはその」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に改め、「の数を」を「の数は、家庭的保育事業にあっては」に改め、「とし」を削り、「小規模保育事業A型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加え、「小規模保育事業B型(同条)」を「小規模保育事業B型(同省令第27条)」に改め、「小規模保育事業B型を

いう。」の次に「同号において同じ。」を加え、「その利用定員の数を」を削るものでありまして、国の基準の改正による条文の整備であります。

次に、例規ページ数 2793 の 52 ページ、第 38 条、内容及び手続の説明及び同意の規定であります。第 1 項中「第 42 条」を「第 42 条第 1 項」に改め、「利用者負担」を「第 43 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改めるものでありまして、国の基準の改正に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数 2793 の 53 ページ、第 39 条、正当な理由のない提供拒否の禁止等の規定であります。第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に改め、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、第 3 項中、次のページをお開きください。「支給認定保護者を」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、第 4 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、「第 42 条」を「第 42 条第 1 項」に改めるものでありまして、国の基準の改正による条文の整備であります。

次に、例規ページ数 2793 の 53 ページ、第 40 条、あっせん、調整及び要請に対する協力の規定であります。第 1 項中「町」を「市町村」に改め、第 2 項中「法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「町」を「市町村」に改めるものでありまして、国の基準の改正に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数 2793 の 53 ページ、第 41 条、心身の状況等の把握の規定の改正につきましては、国の基準の改正に伴い、文言を修正する条文の整備であります。

次に、例規ページ数 2793 の 53 ページ、第 42 条、特定教育・保育施設等との連携の規定であります。国の基準の改正に伴い、文言を修正するとともに、第 1 項の次に、新たに第 2 項といたしまして、特定地域型保育事業者の代替保育の提供等に係る連携施設の確保の義務を町長が著しく困難と認める場合、その確保義務を適用しないことができる要件として、1号、家庭的保育事業者等と代替保育を提供する者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること、2号といたしまして、代替保育を提

供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることを規定し、第3項といたしまして、第2項に規定する要件を満たす場合、代替保育の提供元として小規模保育A型等を確保することによって、代替保育の提供に係る連携施設の確保にかえることができることとする規定を追加するものであります。

次に、新たに第4号として、特定地域型保育事業者による卒園後の連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める場合は、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする規定を追加し、次に、第5項といたしまして、連携施設を不要とする場合において、特定地域型保育事業者は、1号として、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設、または2号として、地方自治体が運営費支援を行っている認可外保育施設であつて、市町村長が適当と認める者を卒園後の受け皿提供に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならないこととする規定を追加するものであります。

次に、旧第2項を第6項とし、旧第3項を第7項とし、同項中「を行うものであつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については」に改め、第7項の次に、新たに第8項として、満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保義務の免除の規定を追加するものであります。

次に、旧第4項を第9項とし、国の基準の改正に伴い、文言を修正する条文を整備するものであります。

次のページをお開きください。

例規ページ数2793の54ページ、第43条、利用者負担額等の受領の規定であります。第1項及び第2項の改正につきましては、国の基準の改正に伴い、文言を修正するとともに、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を提供する場合の基準の読みかえを第51条、第52条において定めることに伴い、条文を削除するものであります。

次に、第3項から第6項の改正につきましては、国の基準の改正に伴い、文言を修正する条文の整備であります。

次に、例規ページ数2793の55ページ、第46条、運営規程の規定で

あります。第1項中「次の各号」を「次」に改め、次のページをお開きください。第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者からの支払を受ける」に改めるものでありまして、国の基準の改正に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数2793の56ページ、第47条、勤務体制の確保等の規定及び第49条、記録の整備の規定の改正につきましては、国の基準の改正に伴い、文言を修正する条文の整備であります。

次に、例規ページ数2793の57ページ、第50条、準用の規定の改正につきましては、「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に改め、本条で準用する規定の改正にあわせて、読みかえ規定において必要な整備を行う条文の整備であります。

次のページをお開きください。

例規ページ数2793の57ページ、第51条、特別利用地域型保育の基準の規定の改正につきましては、国の基準の改正に伴い、文言を修正するとともに、第43条第1項及び第2項で定められていた特別利用地域型保育を提供する場合の基準の読みかえの規定を本条において定めることとするための条文の整備であります。

次に、例規ページ数2793の57ページ、第52条、特定利用地域型保育の基準の規定の改正につきましては、国の基準の改正に伴い、文言を修正するとともに、第43条第1項及び第2項で定められていた特別利用地域型保育を提供する場合の基準の読みかえの規定を本条において定めることとするための条文の整備であります。

次のページをお開きください。

次に、例規ページ数2793の58ページ、附則第2条、特定保育所に関する特例の規定の改正につきましては、第13条の規定の改正に伴い、読みかえ規定を整理する条文の整備であります。

次に、附則第3条、施設型給付費等に関する経過措置の規定につきましては、幼児教育・保育の無償化により1号認定子どもに係る利用者負担額がゼロとなることから、経過措置が不要となることにより、削除をするものであります。

次に、10ページに戻っていただきまして、附則であります。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　10月1日から現実には始まっているわけですが、条例制定が今になったというのはどういう事情でしょうか。

それと、子どもの認定にかかわってですけど、いわゆる1号子ども、2号子ども、3号子どもと認定区分があるわけです。1号が幼稚園、2号は3歳以上、3号が3歳未満のそれぞれ保育園ということやと思うんですが、井手町の場合は1号の子ども、2号の子ども、3号の子ども、それぞれ何人ずついるのでしょうか。

それと、いつも不思議に思うわけですが、井手町の場合は、年長の子どもたちは全入ということで、みんな入れますよということになっているんです、保育所に。しかし、こういう国の規定がいろいろありまして、実際、認定がどの程度厳密にやられているものか。本来は保育にかけるというのに当たらない場合でも、今までは全入ですと堂々と書いていたわけですから、保育所に入れていたわけですね。今回、こういう国の税金を使って無償化も行われている中で、その辺は厳密にやらなければいけないんじゃないかと思うんですが、国の監査等は今までもどうなっていたのかなと思うんですが、働いていない、保育にかけると認められない人は2号や3号には認定してないはずですね。でも、実際働いてはらへんというようなことがないのかお尋ねしたい。

それと、そういう場合は、新しい法律では、近所に幼稚園がないから、幼稚園にかかわって保育園に行って保育園のサービスを利用していいですよ。認定は1号のままやけど、保育園に行っていていいですよ、そのかわり、特別にそこを利用する、保育を利用するという場合の規定とかいうのも設けられていると思うんですよ。そういう扱いになっている子は全くいないのかどうかお尋ねいたします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、国の方から、もとになる国の基準というものが示されているんですが、10月から幼児保育無償化に伴いまして、まず基準の改正というものが行われたのですが、その後にもまた正誤というものが出ておりまして、それを反映させるというふうなこともありましたので、今回この12月議会で条例改正をさせていただいたというものになります。

続きまして、井手町の中で1号認定、2号認定、3号認定に当たる子どもさんが何人いるかということですが、1号認定に当たる方は今、井手町の中にはいらっしゃいません。2号認定、3号認定につきましては、年度内で3歳未満の子どもさんが3歳になった時点で2号認定に変更になりますので、内訳として今のところ把握はしておりません。

あと、認定の関係なんですけれども、今の2号認定、3号認定を受けていただく場合に、保育の必要性というものを判定するのでありますが、就労がありますとか、あと妊娠出産に関係するものもありますし、介護、あと求職活動というものが含まれておりまして、あと農業に従事をしている、そういった事情によって保育の認定をするということになっておりまして、今求職中の方でありまして、3カ月を限度といたしまして確認させていただきまして、それによって認定しているというところでございます。

1号認定のまま保育園を利用されている制度はあるんですけれども、井手町には今現在いらっしゃいません。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） もう1点ですけど、そういう柔軟な運用で結構かと思うんですけれども、いわゆる井手町でいう町立の保育所以外に幼稚園へ行ってはる人というのはどういう形になりますか。幼稚園の費用は無償化されるわけですね。町では1号認定はいないということは、どこがその認定をやっているのか。

それと、保育所以外の地域型保育というか小規模とか事業所内の保育とか、そういうところを利用されている方は、認定上は2号か3号かなったはると思うんですけど、井手町には全然おられないのでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) ただいまのご質問にお答えいたします。

井手町で町外の私立の保育園、幼稚園に通っていらっしゃる方は1号認定を受けていらっしゃる方で、こちらにつきましては、10月からの無償化によりまして、私立の保育園にも施設等の利用給付、こちらに当たる方になりますので、その認定を受けていただくということになります。地域型保育事業、井手町の中にはまだ今ございません。こちらの方について、行っていらっしゃる方というのは今現在のところいらっしゃいません。

以上です。

議長(岡田久雄) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第43号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は12月20日午前10時から会議を開きます。それでは、大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時24分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 岡 田 久 雄

署名議員 谷 田 利 一

署名議員 中 坊 陽